

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関するアンケート調査

調査結果概要

調査期間：平成 17 年 6 月 28 日～7 月 7 日

調査対象：日本商工会議所運営小委員会委員（24 名）

有効回答数：21（回収率 87.5%）

1. 商工会議所として住民基本台帳の閲覧制度を利用することがありますか？

ある	0カ所	(0%)
ない	21カ所	(100%)

2. (上記 1. であると答えた場合に) どのような利用目的で住民基本台帳を閲覧していますか？

(上記 1. で「ある」の回答は 0)

3. 貴所会員企業等の中に、住民基本台帳の閲覧制度を利用していると思われる事業者(いわゆる名簿事業者等) はいますか？

いる	10カ所	(47.6%)
いない	11カ所	(52.4%)

4. (上記 3. で「いる」と答えた場合に) 閲覧制度が廃止になれば、そうした事業者にどのような影響が生じると考えられますか？

- ・ 閲覧制度を廃止した場合、情報は自ら努力して集めることになるので、事業に悪影響が出る可能性がある。しかし、なんでも安易に手に入ってしまう、それを活用するということは、今の風潮では悪用面に出る恐れが多い。個人を保護する面からみると廃止も必要と考える。
- ・ 営業目的のダイレクトメール等に影響。
- ・ 著しく活動が制限され、ビジネスチャンスの喪失に繋がる
- ・ 現に名簿業者が倒産しているとのこと
- ・ 閲覧制度を廃止した場合、情報提供業者、市場調査業者に大きな影響を与える。
- ・ ダイレクトメールで、節目の案内（成人式、幼稚園、入学式）等を出す事業者に影響

響が出る。

5. 閲覧制度を存続させるべきだと考えますか？

存続させるべきと考える	10カ所	(47.6%)
やめるべきと考える	10カ所	(47.6%)
わからない	1カ所	(4.8%)

6. (上記5. で存続させるべきと答えた場合に) 閲覧の対象と目的について、どのように考えますか？ (対象や目的に制限を加えるべきか、その場合どのような制限が望ましいか、など)

- ・ 氏名、住所は閲覧させる必要がある。住民票の写しの交付は自己及び自己と同一世帯に属する者に限るべき。
- ・ 現行法でも閲覧目的の内容によっては、市町村長がこれを拒むことが出来ることから、対象や目的に制限を加える必要は無い。むしろ閲覧後の目的外使用に厳しい罰則を加えるべき。
- ・ 閲覧目的の内容によっては、市長などが拒むことができるので、制限する必要はないと思われる。目的外に利用した場合の罰則の強化が必要。
- ・ 対象や目的に制限を加えるべき (公共的な目的に限る制限)。
- ・ 制限を加える。
- ・ 対象者を特定しないDM業者などの請求に対する閲覧制限。
- ・ 本人、弁護士、司法書士、公務員等の閲覧を合計しても10数%の実情を考えると請求者の身分確認の徹底や、名簿・DM使用が明らかな場合は認めないなどの一定の制限が必要。
- ・ 個人情報が悪用されない仕組みを構築できるなら認める。
- ・ 公共の利用 (会議所・NPO活動等)、公序良俗に反しない営業活動を目的とするものは認めるべき。
- ・ 現行制度の維持。

7. (上記5. で存続させるべきと答えた場合に) 個人情報保護の観点から考えて、今後どのような閲覧方法が望ましいと考えますか？

- ・ 閲覧申請に係る罰則を強化する。
閲覧申請後一定期間に目的、閲覧者等を審査した後、許可を出す。(身分証明等の確認)
- ・ その場で閲覧させ、メモ、コピーは禁止する。
- ・ 目的を明確にして閲覧許可を受け、活用した結果の報告義務を課する。
- ・ ストーカー行為やドメスティックバイオレンス被害に対する保護措置 (加害者からの閲覧や交付請求に応じない。)

- ・申請にかかる要件を厳格化することは勿論、閲覧者における台帳閲覧後の情報管理体制まで行政がチェックする制度を設ける必要があるのでは。何れにせよ全国統一の基準が必要である。また、閲覧を全国的に制限した場合、個人情報の価値が更に高まることが推察され、新たな個人情報ビジネスが起こらないとも限らない。よって、全面的な制限は望ましくない。
- ・本人、または同一の世帯の者ならびにその代理人として本人が認める者に限り閲覧を認める。また、個人情報漏洩を技術的にも人的にも防止できるならば以下のような方法も可能。

【前提条件】

行政、専門代行センターより個人情報漏えいが生じないこと。

【運用例】

世論調査・市場調査・DM送付での利用については、専用代行センターを構築し対応する。

各依頼主に対しては送付先のデータは手放さず、専門代行センターが依頼し主からデータ抽出条件を聞き、送付先リストを作成し、件数のみ依頼主に連絡する。

依頼主は専門代行センターに送付物を必要部数預ける。

専門代行センターは送付物の内容を確認した後に、住民基本台帳から依頼主の希望する条件に合致する送付先を抽出し、封入。送付までを代行する。

専門センターは行政自ら実施するか、専門業者に委託する。

これにより行政から依頼主に対して、住民基本台帳のデータを公開することなく利用が可能である。

- ・①利用目的を明確化にして、本人確認の上、提供する。
- ・②本人希望による提供停止（オプトアウト）を採用する。
- ・請求者の身分確認徹底。
- ・情報の公開が求められる現在、存続すべきか或いは悪用（高齢者、女性のみ世帯を狙った犯罪等）されている現実を考えるとやめるべきか答えられないが、弱者に対する制限の方法はないか。

8. 選挙人名簿抄本の閲覧制度をどのように考えますか？

[主に「存続すべき」に類する意見]

- ・必要である。
- ・個人情報保護法との観点から、閲覧制度のあり方を根本的に検討する必要がある。
- ・必要最小限に閲覧を認める。
- ・本制度の目的とする効果以上に他目的の（物販用リスト等）に利用されることがある。よって廃止も可と考えます。
- ・情報の取り扱いについて、厳格な運用を関係者に対して求めるべき。
- ・情報の取り扱いについて、厳格なる運用を閲覧者に求める。
- ・現在のままでよい。
- ・同様に存続させるべき。

- ・制度自体は維持が望ましい。
- ・現状の取り扱い基準が良い。
- ・選挙に関する、正当な目的以外の閲覧拒否は妥当である。

[主に「廃止すべき」に類する意見]

- ・個人情報保護の観点からも、やめるべきと考える。
- ・選挙人が自己の登録の確認や公共目的の世論調査等での閲覧の必要性を感じるが、それ以外の閲覧の必要性については、疑問を感じる。
- ・廃止を含めて検討の必要がある。個人情報保護関連方法の精神に照らし合わせても、その基準に到達していない面もあり、制度発足時に想定されていなかった環境面での時代的变化に対応していくべきと考える。
- ・法的に許される範囲内では認めざるを得ないが、今後、世論等の状況により、施策の変更は必要な点も大きいと考える。
- ・選挙人登録の確認など、一定の項目に制限すべき。住基台帳と同様、管理の徹底が必要と考える。
- ・公なアンケート等を実施する場合には閲覧制度は必要と考える。

9. その他ご自由にご意見をお聞かせください。

- ・①閲覧制度と個人情報保護制度の基本的考えは正反対である。個人情報保護を優先させるなら閲覧の悪用者には厳罰で対応するなど両制度の整合性をとることが必要。
- ・②閲覧制度は本人に限る（家族、法定代理人など）ことが望ましい。
- ・プライバシーの侵害に止まらず、犯罪に悪用される事件が続発するなど、公開による著しい弊害が見られる現状は放置できず、原則非公開へと転換することが望ましい。ただし、公開することによって確保されてきた住民利便の増進や、行政運営の合理化、またその他の観点も含めて、具体的なメリットを検証した上で、公開する際には十分な理由と必要性和要件とする制度の確立が必要である。
- ・閲覧制度をやめた場合は、かえって情報を不正に入手するケースが増えるのではないかと考えられる。
- ・個人情報保護法の弾力運用。
- ・制限については各自治体の方針を尊重すべき。
- ・請求行為が確実に行われているか疑問に思うところで、現行制度の中で不正、悪用につながる偽りの請求がそこまでチェックできているのか？
- ・現在の制度上、違反しない範囲で情報取得することは可能であるが、第三者が名簿として販売することについては反対であると共に、会員企業のモラルが問われている。

[参考]

アンケート調査回答商工会議所名
(日本商工会議所運営小委員会委員商工会議所)

札幌商工会議所	(北海道)
恵庭商工会議所	(北海道)
仙台商工会議所	(宮城県)
長野商工会議所	(長野県)
ひたちなか商工会議所	(茨城県)
足利商工会議所	(栃木県)
東京商工会議所	(東京都)
横浜商工会議所	(神奈川県)
甲府商工会議所	(山梨県)
浜松商工会議所	(静岡県)
中津川商工会議所	(岐阜県)
名古屋商工会議所	(愛知県)
京都商工会議所	(京都府)
大阪商工会議所	(大阪府)
泉大津商工会議所	(大阪府)
東広島商工会議所	(広島県)
高松商工会議所	(香川県)
丸亀商工会議所	(香川県)
福岡商工会議所	(福岡県)
諫早商工会議所	(長崎県)
宇佐商工会議所	(大分県)

合計 21カ所